４月定例教育委員会　説明資料（追加）	
年月日	平成２９年４月２６日
担当課	文化財課

議案第１９号　難病患者等に対する公の施設の施設使用料等の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

難病患者等に対する公の施設の施設使用料等の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

１　改正の目的

特定医療費（指定難病）医療受給者証を所持する難病患者及び障害福祉サービス受給者証を所持する者に対する公の施設の施設使用料等について、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者と同様の取り扱いを行うため、仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例（昭和５１年鳥取市条例第４０号）ほか５条例の一部を改正することを目的とします。

２　改正の内容

「障害者等」の定義に、「特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証を所持する者」を加えることとします。（別表観覧料関係）

３　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとします。

議案第　　号

難病患者等に対する公の施設の施設使用料等の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

難病患者等に対する公の施設の施設使用料等の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成２９年６月　　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

難病患者等に対する公の施設の施設使用料等の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例

（仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例（昭和５１年鳥取市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考第３項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成１２年鳥取市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考第３項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者

保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第６３号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考第３項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第４条　鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１４０号）の一部を次のように改正する。

別表備考第１項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第５条　鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１４１号）の一部を次のように改正する。

別表備考第３項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第６条　鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１４２号）の一部を次のように改正する。

別表備考第３項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証を所持する難病患者に対する公の施設の施設使用料等について、障害者手帳の所持者と同様の取り扱いを行うためである。

仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後

省略

仁風閣観覧料

区分	通常観覧料（１人１回につき）		企画展観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体	個人	団体
一般	１５０円	１２０円	１，０００円	８００円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	１５０円	１２０円	５００円	４００円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考

１「通常観覧料」とは、仁風閣の観覧及び通常展示している展示品等の観覧料をいう。

２「企画展観覧料」とは、仁風閣が特別な企画に基づき展示している展示品等の観覧料をいう。

３「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４「団体」とは、２０人以上のものをいう。

改正前

省略

仁風閣観覧料

区分	通常観覧料（１人１回につき）		企画展観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体	個人	団体
一般	１５０円	１２０円	１，０００円	８００円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	１５０円	１２０円	５００円	４００円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考

１「通常観覧料」とは、仁風閣の観覧及び通常展示している展示品等の観覧料をいう。

２「企画展観覧料」とは、仁風閣が特別な企画に基づき展示している展示品等の観覧料をいう。

３「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４「団体」とは、２０人以上のものをいう。

鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後

省略

博物館観覧料

区分	常設展観覧料(１人１回につき)		企画展観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体	個人	団体
一般	３００円	２４０円	２，０００円	１，６００円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	３００円	２４０円	１，０００円	８００円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考

１「常設展観覧料」とは、博物館が平常展示している歴史資料等の観覧料をいう。

２「企画展観覧料」とは、博物館が特別な企画に基づき展示している歴史資料等の観覧料をいう。

３「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４「団体」とは、２０人以上のものをいう。

改正前

省略

博物館観覧料

区分	通常観覧料（１人１回につき）		企画展観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体	個人	団体
一般	３００円	２４０円	２，０００円	１，６００円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	３００円	２４０円	１，０００円	８００円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考

１「常設展観覧料」とは、博物館が平常展示している歴史資料等の観覧料をいう。

２「企画展観覧料」とは、博物館が特別な企画に基づき展示している歴史資料等の観覧料をいう。

３「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４「団体」とは、２０人以上のものをいう。

鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後

省略

１　歴史館観覧料

区分	常設展観覧料(１人１回につき)		企画展観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体	個人	団体
一般	３００円	２４０円	１，０００円	８００円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	３００円	２４０円	５００円	４００円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考

１「常設展観覧料」とは、平常展示している歴史資料等の観覧料をいう。

２「企画展観覧料」とは、特別な企画に基づき展示している歴史資料等の観覧料をいう。

３「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４「団体」とは、２０人以上のものをいう。

改正前

省略

１　歴史館観覧料

区分	常設展観覧料（１人１回につき）		企画展観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体	個人	団体
一般	３００円	２４０円	１，０００円	８００円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	３００円	２４０円	５００円	４００円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考

１「常設展観覧料」とは、平常展示している歴史資料等の観覧料をいう。

２「企画展観覧料」とは、特別な企画に基づき展示している歴史資料等の観覧料をいう。

３「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４「団体」とは、２０人以上のものをいう。

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後

省略

鳥取市歴史民俗資料館観覧料

区分		観覧料（１人１回につき）	
		個人	団体
鳥取市河原歴史民俗資料館		無料	無料
鳥取市用瀬郷土歴史館		無料	無料
鳥取市佐治歴史民俗資料館	一般	１００円	５０円
	小学生、中学生	無料	無料
	障害者等、小学校就学前の者	無料	無料

備考

１「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2)介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

２　「団体」とは、２０人以上のものをいう。

改正前

省略

鳥取市歴史民俗資料館観覧料

区分		観覧料（１人１回につき）	
		個人	団体
鳥取市河原歴史民俗資料館		無料	無料
鳥取市用瀬郷土歴史館		無料	無料
鳥取市佐治歴史民俗資料館	一般	１００円	５０円
	小学生、中学生	無料	無料
	障害者等、小学校就学前の者	無料	無料

備考

１「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

２　「団体」とは、２０人以上のものをいう。

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後

省略

別表（第５条関係）

区分	常設展観覧料(1人1回につき)		企画展観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体	個人	団体
一般	無料	無料	１，０００円	８００円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	無料	無料	５００円	４００円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考

１「常設展観覧料」とは、平常展示している歴史資料等の観覧料をいう。

２「企画展観覧料」とは、特別な企画に基づき展示している歴史資料等の観覧料をいう。

３「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４「団体」とは、２０人以上のものをいう。

改正前

省略

別表（第５条関係）

区分	常設展観覧料(1人1回につき)		企画展観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体	個人	団体
一般	無料	無料	１，０００円	８００円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	無料	無料	５００円	４００円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考

１「通常観覧料」とは、平常展示している歴史資料等の観覧料をいう。

２「企画展観覧料」とは、特別な企画に基づき展示している歴史資料等の観覧料をいう。

３「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４「団体」とは、２０人以上のものをいう。

鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後

省略

別表（第５条関係）

区分	通常観覧料（１人１回につき）		企画展観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体	個人	団体
一般	無料	無料	１，０００円	８００円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	無料	無料	５００円	４００円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考

１「通常観覧料」とは、市民作品展等、通常の展覧会の観覧料をいう。

２「企画展観覧料」とは、特別な企画に基づき展示する特別展の観覧料をいう。

３「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４「団体」とは、２０人以上のものをいう。

改正前

省略

別表（第５条関係）

区分	通常観覧料（１人１回につき）		企画展観覧料（１人１回につき）	
	個人	団体	個人	団体
一般	無料	無料	１，０００円	８００円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	無料	無料	５００円	４００円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考

１「通常観覧料」とは、市民作品展等、通常の展覧会の観覧料をいう。

２「企画展観覧料」とは、特別な企画に基づき展示する特別展の観覧料をいう。

３「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４「団体」とは、２０人以上のものをいう。